

石巻市監査委員告示第6号

平成25年3月21日付け石巻市監査委員告示第4号で公表した社団法人石巻観光協会の監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

なお、矢川昌宏監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成25年4月23日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成25年3月18日付け石監第28号で指摘があった監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>【公の施設の指定管理関係】</p> <p>社団法人石巻観光協会を指定管理者として指定している石巻市観光物産情報センター ロマン海遊21に係る指定管理関係事務において、指定管理者が徴収した利用料金1件2,000円について、会計処理がなされておらず、収支決算にも含まれていないため、一部に誤りがある指定管理者事業報告書を受理し、市議会へも同報告書を提出していた。</p> <p>これは、担当課である商工観光課が、指定管理者から提出された指定管理者事業報告書を受理した際のチェックが不足していたことによるものであり不適正であるので、担当課は事業報告書に基づき業務の実施状況、施設の管理状況等の確認を十分に行うとともに、指定管理者への適切な指導を行うよう求めるものである。</p>	<p>当団体に対して、経理事務については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めるとともに、これまで実施してきた現金実査等経理事務を慎重かつ確実に実施するよう指導しました。</p> <p>また、当団体の担当課である商工観光課においても、事業報告書に基づき業務の実施状況、施設の管理状況等の確認を十分に行うとともに、再発防止に向けて、当課内での事務処理の進行管理を徹底するなど、内部牽制体制の強化に努めます。</p> <p>なお、不適切な処理をした利用料金については、当団体の平成23年度帳簿が閉鎖されていることや法人税等申告済みであることから、平成24年度決算処理（利用料収入）で調整します。</p>